

各務原市新型コロナウイルス感染症の影響による離職者に対する介護人材就職
促進事業給付金交付要綱

(令和3年9月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により離職した者の早期の再就職を祝うとともに、介護サービス事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第40条、第52条及び第115条の45に規定するサービスを提供する事業所をいう。以下同じ。）の人材不足を改善することで市民への安定的な介護サービスの提供を確保することを目的として、当該再就職をした者に対し、祝い金及び定着一時金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 祝い金の交付の対象となる者は、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者（自己都合の退職、会社都合の退職等にかかわらず、令和2年1月1日以後に新型コロナウイルス感染症による理由で退職し、又は廃業した者をいう。以下同じ。）で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に、期限を定めない雇用契約の介護職員（主たる業務として直接介護に従事する職員をいう。以下同じ。）又は所定の勤務時間の上限で働く介護職員として新たに市内の介護サービス事業所に採用された者であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者となった後、前号の介護サービス事業所以外の職歴があった場合は、直近の前職が短時間労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。）であること。
- (3) 交付の申請の日において介護サービス事業所の職員として在職していること。
- (4) この要綱による祝い金の交付を受けていない者であること。

2 定着一時金の交付の対象となる者は、祝い金の交付の対象となる者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付の申請の日において6か月以上当該介護サービス事業所の職員として在職

していること。

(2) この要綱による定着一時金の交付を受けていない者であること。

(給付金の額)

第3条 祝い金の額は、1人につき1万円とし、定着一時金の額は、1人につき10万円とする。

(交付申請)

第4条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）が給付金の交付を受けようとするときは、在職する介護サービス事業所の代表者（以下「代理申請者」という。）が各務原市新型コロナウイルス感染症の影響による離職者に対する介護人材就職促進事業給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 新型コロナウイルス感染症の理由により退職した者にあつては、当該退職が令和2年1月1日以後であることを確認することができる雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書

(2) 新型コロナウイルス感染症の理由により廃業した者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は当該廃業が令和2年1月1日以後であることを確認することができるもの

(3) 直近の前職が短時間労働者であった者にあつては、就労形態証明書（様式第2号）又は短時間労働者であったことを確認することができるもの

(4) 第2条第1項第1号に該当することを確認することができる現職の雇用契約書等の写し

(5) 交付対象者の各務原市新型コロナウイルス感染症の影響による離職者に対する介護人材就職促進事業給付金代理申請委任状（様式第3号）の写し

2 前項の規定による申請は、祝い金については令和4年5月2日まで、定着一時金については令和4年10月31日までに行わなければならない。

3 祝い金の交付を受けた者について定着一時金の交付の申請をするときは、第1項各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(給付金の交付)

第5条 市長は、前条の規定による給付金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付対象者に当該給付金を交付するものとする。

(不交付の通知)

第6条 市長は、前条の規定による審査により、給付金の交付が適当でないと認めた場合は、各務原市新型コロナウイルス感染症の影響による離職者に対する介護人材就職促進事業給付金不交付通知書（様式第4号）により代理申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第7条 市長は、偽りの申請その他不正な行為により給付金の交付を受けたと認めるときは、給付金の全部又は一部について、返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年11月30日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。